◎新潟県告示第1293号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成29年12月12日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

新潟県村上市中継字ウト873・873の丑・873の寅（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

３　変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）